

議案第151号

議決事項の一部変更について（さいたま市東楽園再整備事業建設（建築）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和6年さいたま市条例第28号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和4年12月（11月繰上げ）議会において議決を得た請負契約について（議案第159号）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3契約金額中「2,859,868,000円」を「3,194,818,000円」に変更する。